

対日直接投資喚起事業 概要説明資料

2023年3月

日本貿易振興機構（JETRO） DX推進事務局

1. 事業目的

外国・在日外資系企業等と日本企業・研究機関等（※）の協働を通じ、外国・在日外資系企業が日本への革新的な技術やビジネスモデル等の導入や展開を図る取り組みを支援します。

※日本国内に法人を有する外資系企業（外国投資家が株式の1/3超を有しており、かつ、外国側筆頭出資者の出資比率が10%以上である企業に限る）を含む

2. 補助対象事業

実証地

日本

対象分野

製造、ヘルスケア、グリーン、その他デジタル関連技術（モビリティ、Fintech、卸・小売り）等分野において、日本への技術・ビジネスモデル等の導入に資するもの

対象案件要件

- ・在日外資系企業もしくは協働先の外国企業が、日本での投資・事業拡大・協業連携等の具体的プロジェクトを有しており、本事業の実施により、日本への進出・日本国内での協業連携案件創出が促されるものであること。
- ・補助交付契約者が契約履行にあたり十分な社内体制を構築していること。
- ・日本側協働者が、当該プロジェクトの実施に主体的に関与すること（類型2の場合）
- ・在日外資系企業は、外国人投資家が当該日本法人の株式の1/3を有しており、かつ、外国側筆頭出資者の出資比率が10%以上である企業であること。（在日外資系企業が参画する場合）

3.補助対象経費および補助率

補助対象経費

機械設備費、外注・委託費、旅費、備品費、消耗品費、人件費、補助要員費、その他事業を実施するために必要な経費。

※当該事業のためだけに使用されることが特定・確認できるものとしします。

※補助金は本事業完了後に補助事業実績報告書の提出を受け、ジェットロによる確定検査後に精算払いします。概算払いはありませんのでご注意ください。

補助上限額、補助率

中小企業	補助対象経費の2分の1以内を補助、かつ上限1,500万円
大企業	補助対象経費の3分の1以内を補助、かつ上限1,500万円

※各案件の負担経費は、案件内容を審査のうえ決定します。補助金額は、事業終了後に契約額の用途について検査を行い確定します。契約に定める業務が完了していない場合は、一切の経費の支払いが出来かねます。

4-1. 中小企業の範囲

- 中小企業の範囲は、基本的に中小企業基本法と同様の以下のとおりです。

中小企業の範囲

業種	資本金又は出資総額	従業員数(常勤)
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く。)	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他の業種 (上記以外)	3億円以下	300人以下

4-2. 中小企業の範囲（みなし大企業について）

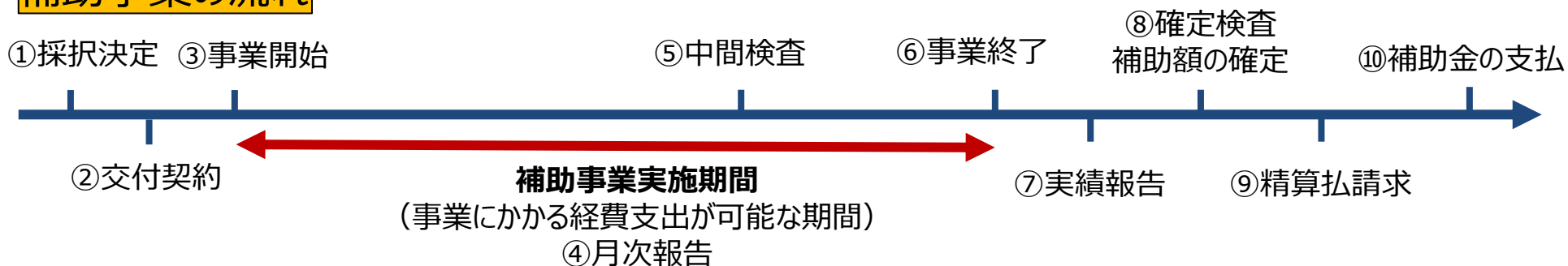
- 本事業における「みなし大企業」とは、中小企業基本法で定義されている中小企業であっても、大企業として扱われる事業者のことです。
- 中小企業のうち、次の(1)～(7)のいずれかに該当する者は、大企業とみなされます。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資金額の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
 - ※ 1 資本金及び従業員数がともに上記表の数字を超える場合、大企業に該当します。（以下を除く。）
 - ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
 - ※ 2 本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及びます。
- (6) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者
- (7) 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

5. 補助金支払までのプロセス、フォローアップ

- 補助金は本事業完了後に補助事業実績報告書の提出を受け、ジェットロによる確定検査後に精算払いします。概算払いはありませんのでご注意ください。

補助事業の流れ



※採択後に交付契約宣誓書および経費概算書（積算根拠に基づく再積算）の提出を行っていただきます。経費概算書の積算根拠等を確認後に、正式な補助対象金額等を定めた補助交付契約を締結します。採択企業様の積算根拠の準備状況によって、事業開始日が異なってきますのでご注意ください。

※補助交付契約締結日以降に事業を開始いただきます。採択決定後すぐに事業開始はできませんのでご注意ください。また補助交付契約締結日以前の支出は、補助対象経費として認められません。

※事業開始後は、毎月、遂行状況報告書をご提出いただくなど、事業の進捗をジェットロ事務局まで報告いただきます。

6. 公募期間、採択までのスケジュールなど

- 公募期間：2023年3月24日（金）～2023年4月21日（金）
- 補助事業実施期間：補助交付契約締結日～2024年1月31日（水）
- 採択案件公表：2023年6月中旬予定
- 申請は、原則、全て電子申請です。時間に余裕をもってお申込みください。

お問合せ先

日本貿易振興機構（JETRO）対日投資課 DX推進チーム

[TEL:03-3582-5644](tel:03-3582-5644)

（9時～12時、13時～17時。土曜日曜祝日を除く。）

[お問合せフォーム](#)